

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

令和5年7月11日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構青森病院長 高田 博仁

1 工事概要

- (1) 工事件名 チラー1号機部品交換工事
- (2) 工事件名の仕様等 入札説明書内仕様書のとおり
- (3) 工 期 令和5年8月1日(火)から令和5年11月30日(木)まで
- (4) 工事場所 独立行政法人国立病院機構青森病院
- (5) 入札方法

入札金額については、本入札公告(以下「公告」という。)1の(1)で示した工事件名に要する一切の諸費用を含めた金額を記載すること。

なお、入札書への記載は、消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とすること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という)第5条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ① 契約締結する能力を有しないもの
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - ④ 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条各号に掲げる者
- (2) 契約細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適用する。

 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ⑧ 前各号に類する行為を行なった者
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 厚生労働省競争参加資格「管工事」又は「建築工事一式」のA、B、C、又はDの等級に格

付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒038-1331 青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155-1
独立行政法人国立病院機構青森病院 企画課 阿部 新
電話 0172-62-4055 (直通)
- (2) 入札書及び関係書類の受領期限
令和5年7月27日(木) 17時00分
- (3) 開札の日時及び場所
令和5年7月28日(金) 10時00分 会議室2

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書と公告2の競争参加資格を有することを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間に、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約交渉権者及び契約価格の決定
公告2の競争参加資格をすべて満たすことを証した書類と、公告1の(1)に示した工事件名を履行できると経理責任者が判断し得る資料を添付して、入札書を提出した入札者であって、予定価格の範囲内で入札書を提示した者を契約交渉権者とし、契約価格を交渉により決定する。
なお、交渉権者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。
ただし、第一順位の交渉権者が、申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるときや、契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱す恐れがあるときは次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。